

警視庁警察表彰取扱規程

昭和29年12月22日

訓令甲第23号

存 続 期 間

〔沿革〕 昭和30年11月 訓令甲第16号 (い)

32年 4月 同第7号 (ろ)、12月同第69号 (は)

35年 8月 同第42号 (に)

36年 3月 同第5号 (ほ)

38年 8月 同第19号 (へ)

40年 3月 同第6号 (と)

41年 3月 同第4号 (ち)

42年 7月 同第22号 (り)

43年 2月 同第3号 (ぬ)、11月同第40号 (る)、同第42号 (を)、12月同第47号 (わ)

44年 4月 同第11号 (か)

47年 4月 同第14号 (よ)

49年 1月 同第3号 (た)

平成 5年 3月 同第7号 (れ)

7年 1月 同第2号 (そ)

11年 7月 同第19号 (つ)

15年 4月 同第18号 (ね)

17年12月 同第34号 (な)

25年 7月 同第22号 (ら)

26年 1月 同第2号 (む)

27年 3月 同第12号 (う)

29年 3月 同第12号 (み)、10月同第32号 (の)

30年 9月 同第22号 (お)

令和元年 6月 同第20号 (く)

3年 3月 同第11号 (や)、4月同第15号 (ま)、6月同第17号 (け)

4年 3月 同第5号 (ふ)

5年 7月 同第22号 (こ)

6年 3月 同第3号（え）、同第6号（て）

7年 7月 同第23号（あ）、9月同第36号（さ）改正

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 総監賞（第2条―第9条）

第3章 副総監賞、部長賞等、方面本部長賞及び所属長賞（第9条の2―第12条）

第4章 上申手続（第13条―第16条）

第5章 表彰審査委員会（第17条―第22条）

第6章 補則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（この規程の目的）

第1条 この規程は、警察表彰規則（昭和29年8月国家公安委員会規則第14号。以下「表彰規則」という。）に基き、警視庁警察職員（以下「職員」という。）及びその部署又は警察部外の者（以下「部外者」という。）若しくはその団体による警察上の功労に対して行う表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 総監賞

（警視総監の行う表彰）

第2条 警視総監の行う表彰は、次のとおりとする。（か、つ）

（1）警察功績章

職員として特に顕著な功労があると認められる者に対して退職時に行う表彰

（2）賞詞

職員として多大の功労があると認められる者に対して行う表彰

（3）賞状

警察職務遂行上顕著な業績があると認められる部署に対して行う表彰

（4）賞誉

職員として功労があり若しくは成績が優秀であると認められる者に対し、又は業績が優秀であると認められる部署に対して行う表彰

(5) 感謝状

警察上の功労があると認められる部外者又はその団体に対して行う表彰

(副賞)

第3条 前条の表彰には、副賞金又は副賞品を附与することができる。(つ)

(部内表彰の範囲)

第4条 職員又はその部署の表彰は、次の各号の一にあてはまり特に功労があると認められるものについて行う。(さ)

- (1) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕
- (2) 水火災その他の災害又は変事における警戒防護若しくは救護
- (3) 生命、身体、財産の保護
- (4) 警察の威信を高揚し、又は社会の称讃を受けた行為
- (5) 勤続満20年（在職中死亡した者は15年）以上におよび品行方正にして職務に勉励したもの
- (6) 実務成績又は研修成績が優秀で他の模範と認められるもの
- (7) 前各号のほか、警察上重要な事務の処理又は職務の執行

(部外表彰の範囲)

第5条 部外者又はその団体の表彰は、次の各号の一にあてはまり警察に対して特に協力したと認められるものについて行う。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧、捜査又は被疑者の逮捕に関する協力
- (2) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護に関する協力
- (3) 人命救助
- (4) 前各号のほか、警察上重要な事項に関する協力

(表彰状及び感謝状の様式)

第6条 職員又はその部署に対して表彰を行う場合に用いる表彰状及び部外者又はその団体に対してこれを行う場合に用いる感謝状の様式は、警務部長が別に定める。(か、け、さ)

(死亡又は辞職時における表彰)

第7条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は辞職したときは、生前又は辞職の日にさかのぼって表彰を行なうものとする。(か、つ)

2 前項による死亡者の表彰に当たっては、表彰状、感謝状並びに副賞金及び副賞品は、その遺族に交付する。

3 前項によつて交付を受ける遺族の範囲及び順位については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第37条の規定を準用する。

(表彰の取りやめ)

第8条 表彰を受けるべき者が、表彰前に刑事事件で起訴され、又は懲戒処分に付される等表彰することが不相当と認められる事態が生じたときは、表彰を行わないことができる。

(表彰の等級)

第9条 第2条に規定する賞詞、賞誉及び感謝状の等級は、次のとおりとする。(よ)

- (1) 賞詞 特級及び1級から3級まで
- (2) 賞誉及び感謝状 1級から3級まで

第3章 副総監賞、部長賞等、方面本部長賞及び所属長賞（ら）

(副総監賞)

第9条の2 副総監は、部門を横断して行う総合的な対策について、功労があると認められる部署を賞することができる。(ら)

(部長賞等)

第10条 部長（警察学校長、匿名・流動型犯罪グループ対策本部長及びサイバーセキュリティ対策本部長を含む。以下同じ。）は、その主管事務について、功労があると認められる職員又はその部署を賞することができる。(は、な、む、う、ゐ、ふ、て、さ)

2 部長は、総監賞に至らない功労がある部外者又はその団体を賞することができる。

(方面本部長賞)

第11条 方面本部長は、功労のある方面区内警察署の職員又はその部署を賞することができる。

(は、つ)

- 2 方面本部長は、その取扱つた事案について特に必要がある場合は、方面区内警察署以外の職員又はその部署を賞することができる。
- 3 前2項の場合において、部署を賞するときは、主管部長及び警務部長と協議するものとする。

(所属長賞)

第12条 所属長は、功労がある部下職員を賞することができる。(は、に)

- 2 所属長は、その主管事務又はその部署で処理した事案について特に必要がある場合は、所属職員以外の職員を賞することができる。
- 3 所属長は、総監賞又は部長賞に至らない功労がある部外者又はその団体を賞することができる。

第4章 上申手続

(表彰上申)

第13条 所属長は、第4条又は第5条に規定する功労があると認めるときは、その都度、警務部長の定めるところにより、速やかに表彰上申をしなければならない。(か、つ、え、さ)

- 2 第5条各号の一にあてはまる功労で所管の明らかでないものについては、その事件を処理し、又は最初に事実を知つた所属長が上申しなければならない。

(添付書類)

第14条 前条の規定による上申の場合、必要あるときは、事案概要又は功績事実を疎明する資料を添付するものとする。(つ、え)

(留意事項)

第15条 表彰上申については、次の各号によらなければならない。(つ)

- (1) 功労に係る他の所属職員があるときは、関係所属長と協議の上、表彰上申すること。
ただし、事案の性質及び状況等により特に必要であると認めるときは、その事案を主管する部長又は指揮に当たつた上級指揮者が表彰上申をすること。
- (2) 功労事項が相互に関連又は連続の関係にあるものは、同一事件として取り扱うこと。
- (3) 功労者が2人以上の場合は、その功労順位を明確にすること。
- (4) 表彰上申後において、辞職、懲戒、昇任、配置換又は死亡その他身分に異動があつたときは、すみやかに追申すること。

(警察勲功章、警察協力章等の上申手続)

第16条 警視総監は、警察勲功章、警察功労章若しくは警察協力章又は警察庁長官の授与する警察功績章、賞詞、賞状若しくは感謝状にあたる功労があると認められる表彰事案については、表彰規則の定めるところにより警察庁長官に上申するものとする。

第5章 表彰審査委員会

(表彰の審査及び審査委員会)

第17条 表彰の適正を期するため、警視庁本部に警視庁警察表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 警視総監は、第2条の表彰及び前条に定める上申を行うにあたり、必要あるときは、その事案を委員会の審査に付するものとする。

(委員会の組織)

第18条 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。(は、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、た、れ、そ、つ、ね、な、む、う、ぬ、ふ、て、さ)

2 委員長は警務部長とし、委員は人事第一課長、人事第二課長、企画課長、交通総務課長、警備第一課長、地域総務課長、公安総務課長、刑事総務課長、生活安全総務課長、第一方面本部長、匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監及びサイバーセキュリティ対策本部副本部長をもつてこれにあて、その任期はその職に在任中とする。

3 委員会の事務を処理させるため、委員会に書記を置く。書記は、人事第一課課長代理を充てる。

(委員長の任務及び代理)

第19条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。(わ、つ)

2 委員長に事故あるときは、人事第一課長たる委員が委員長の職務を代理する。

(定足数及び議決)

第20条 委員会は、委員長及び委員2人以上の出席がなければ会議を開き、審査することができない。

2 委員会の審査は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

ろによる。

(関係者の招致)

第21条 委員会の審査は、書面審査とする。但し、必要があるときは、関係者の出席を求めて、その実情を聴取することができる。

(答申)

第22条 委員長は、審査の結果を警視総監に答申しなければならない。

第6章 補則

(表彰決定の通知)

第23条 警務部長は、上申された功勞事案について表彰が決定された場合は、人事・給与事務総合管理システムにより人事ファイルに必要事項を登録するとともに、上申した所属長に通知するものとする。(か、つ、え、あ)

(この規程実施上必要な事項)

第24条 この規程実施について必要な事項は、警務部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和30年1月1日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁警察表彰取扱規程（昭和27年12月訓令甲第48号）は、廃止する。

以下改正付則抄録

付 則（昭和44年4月訓令甲第11号）

この訓令は、昭和44年5月1日から施行する。ただし、警察功績章については、同年1月1日から適用する。

附 則（令和元年6月訓令甲第20号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の警視庁本部処務規程等の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月訓令甲第11号）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の聴聞官の指定等に関する規程等の様式（以下「改正前様式」という。）で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なおこれを使用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修正により難しい場合には、当分の間、改正前様式を使用することができる。